

## 事例研究～中国ビジネス法務

(第60回)

## 『知的財産権の濫用に関する独占禁止ガイドライン』の意見聴取稿について



北京市大地律師事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

中国国家発展改革委員会は、2015年12月31日に『知的財産権の濫用に関する独占禁止ガイドライン』(「IPガイドライン」)の意見聴取稿を公布しました。これと同時に自動車業界の独占禁止、独占協定のリニエンシー制度、免除プロセス、調査中止のプロセスおよび制裁金額の計算など、5部のガイドラインも作成されました。もし、この6部のガイドラインが16年に全て施行された場合、独占禁止取り締まりの方法に大きな変化が生じることが予想されるため、速やかに独占禁止ガイドラインの最新動向を把握することが大変重要かと存じます。

## ◇行政・司法機関の従前の見方をIPガイドラインで一本化

IPガイドラインは、中国国家工商行政管理総局が2015年4月に公布した『知的財産権を濫用して競争を排除・制限する行為の禁止に関する規定』(「IP規定」)の大部分の内容をカバーしているようです。また、発展改革委員会が15年2月に行った米クアルコム社に対する独占禁止処分事件で用いられた、関連する市場(技術市場、商品市場)に対する違法行為(不公平な高額特許許諾料、正当な理由のない抱き合わせ販売、不合理な取引条件に対する不爭義務条項の付加など)の具体的な認定基準と考慮すべき要素もIPガイドラインに組み込まれました。

また、ファーウェイが市場における支配的地位の濫用を理由にDCを訴えた司法事件において、中国の裁判所でDC社が知的財産権を濫用した行為と認定した際に考慮された要素も、IPガイドラインに反映されています。

## ◇IPガイドラインの重要な内容および問題点

## 1. 取り締まりの考え方を反映

知的財産権にかかる垂直型の価格協議(価格カルテル)の認定においては、依然として「当然違法の原則」が適用される傾向にありました。しかし、その他の知的財産権濫用の認定では「合理の原則」が適用され、法学、経済学などの学術的な分析方法の包括的な応用により、知的財産権の運用行為が総合的に考察されるうえ、イノベーションや効率への影響も考慮されることとなります。

## 2. 違法判断の多元化、精緻化

これまで、共同研究開発、パテントプール、クロスライセンス、標準設定、価格制限、独占的グランドバック、不爭義務条項、契約免除、不公平な高額の使用許諾料、実施許諾の拒絶、抱き合わせ販売、差別待遇、差し止め救済などのさまざまな行為の違法性についての判断基準が異なっていた上、どの行為に対しても複数の具体的な要素を考慮して総合的に判断を行っていました。

## 3. 「セーフハーバー・ルール」適用の条件を引き下げへ

IP規定に比べ、IPガイドラインでは「セーフハーバー・ルール」適用のマーケットシェアの割合が次のように引き下げられ、IP規定の中の代替的技術要件が取り消されました。

水平型協議20% ⇒ 15%  
垂直型協議30% ⇒ 25%

#### 4. クリアされていないポイントと課題

(1) 権利者から司法機関へ知的財産権差し止めを申し立てる行為も、知的財産権の濫用と認定される可能性があります。これは法律適用上の矛盾を生み、権利者が権利維持行為を行う上での法的リスクを増すこととなります。司法機関(中国および他国)が承認した合法的なI P 差し止めが中国の独占禁止取り締まり機関から違法と認定される可能性もあり、どのようにこの矛盾を回避するかが、依然として不明確な問題となっています。

(2) I P ガイドラインは、I P 規定の大部分の内容を採用していますが、若干異なる規定も含まれています。このためI P ガイドラインが施行された後、I P 規定をどのように調整するかも、決定が待たれる問題です。

(3) I P ガイドラインには、知的財産権にかかわる経営者の集中に関する内容が含まれていません。経営者の集中行為の審査機関は中国商務部であるため、商務部の意見がまだ反映されていない可能性があります。現在の経営者の集中にかかる法体系に鑑みて、知的財産権要素が申告条件に組み込まれる可能性は高くはない(他国でも前例はほぼない)ため、それが今後経営者の集中を許可すべきかどうかの実質的な判断要素の一つとなる可能性があります。

#### ◇柔軟性のある対応を

I P ガイドラインに適用されている「合理の原則」「セーフハーバー・ルール」などは、日系企業にとって、より弾力的な知的財産権の運用、違法と認定されるリスクの低減、事件調査への対応の弾力性などの面でいずれもメリットのあるものと考えられます。しかし同時に、認定基準と参考要素がさらに多元化し、精緻化されることになるため、こうしたケースへの対応にはさらに高度で専門的な要求が提示されるようになり、専門家のサポートの下で適切に対応する必要が出てくるものと存じます。

## 大連・瀋陽・東北

### ハルビン市、年平均成長率を20年まで6～6.5%に

中国黒竜江省ハルビン市の共産党委員会は8、9両日に開いた全体会議で、今後の経済政策について協議した。市内でミドル・ハイエンド製造業の発展を加速させるとともに、現代的農業と現代的サービス業のレベルを引き上げて、経済成長率を2020年まで年平均6～6.5%に維持したい方針だ。東北網が11日伝えた。

同市は経済成長を確保すると同時に、市民の生活レベルの引き上げや収入増加対策、貧困対策にも力を入れる。昨年、財政支出の7割を民生関連の事業に充て、今年はスラム地域の住宅改造対策を進める。(時事)

### 吉林省、高速道路建設を加速＝20年まで総延長4000キロ以上に

中国東北部の吉林省は、高速道路建設を加速する方針だ。総延長を2020年までに4000キロメートル以上とすることを目指す。東亜経貿新聞が11日伝えた。

同省内を走る高速道路の総延長は15年末までに約2630キロとなった。20年までに建設中の高速道路9本を完成させ、新たに13本を着工。全域を網羅する道路網を構築する。資金調達の問題解決のため、組織改革にも力を入れる。(時事)

### 大連市、15年に産業重大プロジェクト460件が完成

中国遼寧省大連市では2015年、工場など産業関連の重大プロジェクト460件が完成し、稼働を開始した。これらにより同市内の生産額は200億元(約3600億円)増加した。遼寧日報が11日伝えた。

同市は、経済成長を支えるため、産業構造の転換に力を入れており、新素材や新エネルギーなどの新興産業関連の投資が増えた。16年もハイエンド製造業の外資や金融関連、教育、物流関連などの投資プロジェクトを多く誘致していきたい考えだ。(時事)